

議事録（公開用）

総 会 件 名	第 17 期第 31 回 農業委員会総会					
開 催 日 時	令和 5 年 3 月 24 日 金曜日 15 時 00 分					
開 催 場 所	役場第 2 会議室					
出 席 委 員	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
農 業 委 員	1	山内 典貴	○	2	大城 武	○
	3	眞喜志 条治	○	4	宮城 丈也	○
	5	松本 政隆	×			
農地利用最適化 推 進 委 員	喜如嘉	平良 哲	○	大宜味	金城 百恵	○
	大宜味	普久原 温	×	津波	照屋 時康	○
	塩屋	米須 章	○			
	津波	比嘉 貢野	×			
議事録署名委員	4 番：宮城 丈也			2 番 大城 武		
事 務 局 職 員	局長 大嶺 実			事務局 平良 長真		
そ の 他 出 席 者						

議事日程

- 1：議事録署名委員の指名
- 2：議案第 94 号 農地利用集積計画（一括方式）の承認について（農業経営基盤強化促進法）
- 3：議案第 95 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について
- 4：議案第 96 号 大宜味村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について
- 5：議案第 97 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- 6：議案第 98 号 農地法に係る許可申請の提出期限の変更について（協議）
- 7：報告第 66 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について
- 8：報告第 67 号 農用地利用配分計画の認可について（通知）

議事録（公開用）

「第 17 期第 31 回 農業委員会総会 令和 5 年 3 月 24 日（金）」

議長 ただいまから 第 17 期第 31 回農業委員会総会を開催します。委員の過半数が出席していますので、会議規則第 5 条の規定により本総会が成立することを報告します。

議長 それでは、議事日程について事務局より説明を行います。

事務局長 日程第 1 議事録署名委員の指名
日程第 2 議案第 94 号 農地利用集積計画（一括方式）の承認について（農業経営基盤強化促進法）
日程第 3 議案第 95 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について
日程第 4 議案第 96 号 大宜味村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について
日程第 5 議案第 97 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について
日程第 6 議案第 98 号 農地法に係る許可申請の提出期限の変更について（協議）
日程第 7 報告第 66 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について
日程第 8 報告第 67 号 農用地利用配分計画の認可について（通知）

議長 以上で議事日程の説明を終わります。

議長 日程第 1 会議規則第 17 条の規定による議事録署名委員の指名を行います。本日の会議の議事録署名委員は、4 番 宮城 丈也 委員と 2 番 大城 武 委員を指名します。

議長 日程第 2 議案第 94 号 農地利用集積計画（一括方式）の承認について（農業経営基盤強化促進法）2 件を審議いたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案第 94 号 農地利用集積計画（一括方式）の承認について（農業経営基盤強化促進法）

受付番号：1 申請日：3 月 10 日 受付日：3 月 10 日

賃貸人：[REDACTED]

賃貸人住所：[REDACTED]

賃借人：[REDACTED] [REDACTED]

賃借人住所：[REDACTED]

農地の所在：田港 [REDACTED]

登記地目：畑 現況地目：畑

登記面積：197 m² 実面積：197 m²

利用権の種類：賃借権

議事録（公開用）

期間：令和５年４月１日～令和２５年３月３１日　２０年間
借賃(年間)： 円

受付番号：2 申請日：3月10日 受付日：3月10日

貸貸人：

賃貸人住所：

賃借人：

賃借人住所：

農地の所在：田港 [REDACTED]

登記地目：畑 現況地目：畑

登記面積：197 m² 実面積：197 m²

利用権の種類：賃借権 作物：モリンガ

期間：令和5年4月1日～令和25年3月31日 20年間

借賃(年間)： XXXXXXXXXX

議長 続きまして現地調査の報告を私の方からいたします。

受付番号：1・2番 調査日：3月15日

申請農地：田港[REDACTED]番

調査員：松本 政隆 米須 章 事務局職員

現況：原野の状態

権利取得後の計画性：モリンガを植え付け予定

周辺地域との関係：問題なし

議長　これで現地調査報告を終わります。

議長 議案第 94 号について質疑または討論はありませんか？

全員 (なし)

議長 なしと認め、これで質疑・討論を終わります。

これから採決を取ります。議案第 94 号について異議ありませんか。

全員 (異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第 94 号は原案のとおり可決します。

議事録（公開用）

議長 日程第3 議案第95号 農地法第3条の規定による許可申請書について1件を審議いたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案第95号 農地法第3条の規定による許可申請書について

受付番号：1 申請日：令和4年9月8日 受付日：令和5年2月21日

譲渡人： 住所：

譲受人：

農地の所在：喜如嘉

登記地目：田 現況地目：畑 登記面積：2,148 m² 実面積：2,148 m²

申請の種類：使用貸借権

議長 続きまして現地調査の報告を私の方からいたします。

整理番号1番 調査日：3月15日

申請地：喜如嘉

調査員：大城 武 前田 貞夫 事務局職員

現況：糸芭蕉が栽培されている

権利取得後の計画性：引き続き糸芭蕉を栽培する。伝統工芸品である糸芭蕉における栽培管理技術および繊維品質向上に関する研究を行う。

周辺地域との関係：土地改良区のため問題なし

議長 これで現地調査報告を終わります。

議長 議案第95号について質疑または討論はありませんか？

全員 （なし）

議長 なしと認め、これで質疑・討論を終わります。

これから採決を取ります。議案第95号について異議ありませんか。

全員 （異議なし）

議長 異議なしと認め、議案第95号は原案のとおり可決します。

議長 日程第4 議案第96号 大宜味村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する

る指針」(案)について1件を審議いたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 日程第4 議案第96号 大宜味村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について説明します。

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

大宜味村においては、中山間が多く平地が少ないため、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では、カンキツを中心とした果樹類を栽培している地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では路地・ハウス野菜やサトウキビ、マンゴー等の栽培が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」

が一体的に進んでいくよう、大宜味村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する沖縄県の農業経営基盤の強化に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する大宜味村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

現状（令和5年3月）、管内の農地面積（A）658ha、遊休農地面積（B）70ha、
遊休農地の割合（B/A）10.6%

3年後の目標（令和8年3月）、管内の農地面積（A）615ha、遊休農地面積（B）
60ha、遊休農地の割合（B/A）9.7%

目標（令和15年3月）、管内の農地面積（A）500ha、遊休農地面積（B）35ha、
遊休農地の割合（B/A）7%

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）
第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法
第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施

について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査によって再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

２．担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用集積目標

現状（令和 5 年 3 月）、管内の農地面積（A）257ha、集積面積（B）54ha、集積割合（B/A）21%

3年後の目標（令和8年3月）、管内の農地面積（A）240ha、集積面積（B）72ha、集積割合（B/A）30%

目標（令和15年3月）、管内の農地面積（A）200ha、集積面積（B）112ha、集積割合（B/A）56%

【参考】担い手の育成・確保

現状（令和5年3月）、総農家数（うち、主業農家数）146戸（32戸）、認定農業者7経営体、認定新規就農者10経営体、基本構想水準到達者8経営体、特定農業団体その他の集落営農組織0団体

3年後の目標（令和8年3月）、総農家数（うち、主業農家数）140戸（30戸）、認定農業者7経営体、認定新規就農者8経営体、基本構想水準到達者10経営体、特定農業団体その他の集落営農組織1団体

目標（令和15年3月）、総農家数（うち、主業農家数）130戸（27戸）、認定農業者6経営体、認定新規就農者6経営体、基本構想水準到達者13経営体、特定農業団体その他の集落営農組織1団体

（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、大宜味村、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３．新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

現状（令和５年３月）、新規参入者数（個人）（新規参入者取得面積）８人

（３ha）、新規参入者数（法人）（新規参入者取得面積）２法人（４ha）

３年後の目標（令和８年３月）、新規参入者数（個人）（新規参入者取得面積）６人

（２ha）、新規参入者数（法人）（新規参入者取得面積）２法人（２ha）

目標（令和１５年３月）、新規参入者数（個人）（新規参入者取得面積）４人

（１ha）、新規参入者数（法人）（新規参入者取得面積）２法人（１ha）

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

沖縄県及び全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地調査や相談会を実施する。

②新規就農フェア等への参加について

大宜味村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

大宜味村において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、大宜味村農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング

- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力

以上です。

議長 議案第 96 号について質疑または討論はありませんか？

全員 （なし）

議長 なしと認め、これで質疑・討論を終わります。

これから採決を取ります。議案第 96 号について異議ありませんか。

全員 （異議なし）

議長 異議なしと認め、議案第 96 号は原案のとおり可決します。

議長 日程第 5 議案第 97 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について 1 件を審議いたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 日程第 5 議案第 97 号 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）について

I 農業委員会の状況(令和 5 年 4 月 1 日現在)

1. 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和 2 年 10 月 1 日。任期満了年月日 令和 5 年 9 月 30 日。

農業委員 定数 5 名。実数 5 名。そのうち認定農業者 2 名。認定農業者に準ずる者 2 名。女性 0 名。40 代以下 2 名。中立委員 1 名。

農地利用最適化推進委員 定数 7 名。実数 7 名。担当区域数 4 地区。

2. 農家・農地等の概要

総農家数 146。農業経営体数 131。

基幹的農業従事者数 152 人。そのうち女性 37 人。40 代以下 20 人。

認定農業者 7 経営体。基本構想水準到達者 8 経営体。認定新規就農者 10 経営体。農

業参入法人 3 経営体。集落営農経営 0。特定農業団体 0。集落営農組織 0。

耕地面積 田 9。畑 248。計 257 h a。

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

①現状及び課題

現状 管内の農地面積(A) 257 h a。これまでの集積面積(B) 55ha 集積率(B)/(A)

21.3%

課題 土地改良区等の農地は1筆あたりの面積が小さく集積に繋げても集積率アップになかなか繋がらない。また未相続の農地が多く相続人を探すのに時間がかかる。

②目標

農地の集積の目標年度 令和 15 年度 集積率 56% 今年度の新規集積面積 1ha

今年度末の集積面積(累計)(D) 56ha 農地面積(C) 257ha (目標) 今年度末の集積率(E) = (D)/(C) 21.7%

(2) 遊休農地の解消

①現況及び課題

現状 直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況 1号遊休農地面積 68ha

うち緑区分の遊休農地面積 31ha うち黄区分の遊休農地面積 37ha

課題 未相続となっている農地又は所有者が村内にいないなどの理由で耕作されていない農地が多い。そのため所有者の所在を把握し、農地を借りたい方へスムーズに繋げる必要がある。

②目標

ア既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和 4 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積 31ha

緑区分の遊休農地の解消目標面積 6ha

b 黄区分遊休農地の解消

令和４年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地 37ha

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針 産業振興課及び中間管理機構と協力し農地の再整備の工程や遊休農地の解消方法を検討していく。

イ新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積 1ha

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題

現状 令和２年度新規参入者 12 経営体 18ha 令和３年度新規参入者 13 経営体 16ha
令和４年度新規参入者 10 経営体 7ha

課題 地域の実態に沿った担い手の育成・確保を図るとともに、新規参入者が入ってきやすいように農地所有者の所在や農地の利用意向を把握する必要がある。

②目標

権利移動面積 令和２年度 38ha 令和３年度 29ha 令和４年度 21ha 平均 29ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積
2.9ha

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数 6日/月 最適化活動を行う農業委員の人数 5人 農地利用最適化推進委員の人数 7人

(2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数 3回

取組時期 10月～11月 取組項目 ②遊休農地の解消 強化月間の内容 利用意向調査月間 利用状況調査の結果を基に、対象者に利用意向調査表を配布します。

取組時期 11月～12月 取組項目 ②遊休農地の解消 強化月間の内容 利用意向調査回収月間 配布した利用意向調査表を回収し利用意向の集計を行う。

取組時期 2月～3月 取組項目 ①農地の集計・集約 強化月間の内容 情報共有月間 意向調査の結果を各地区ごとにまとめ、各地区の農業委員、農業推進委員と農家と農地の情報を共有しながら集積・配分につなげる。

(3) 新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数 1 回

開催時期、相談会名、参加者数、開催場所、相談会の内容は未定
以上です。

議長 議案第 97 号について質疑または討論はありませんか？

全員 （なし）

議長 なしと認め、これで質疑・討論を終わります。

これから採決を取ります。議案第 97 号について異議ありませんか。

全員 （異議なし）

議長 異議なしと認め、議案第 97 号は原案のとおり可決します。

議長 日程第 6 議案第 98 号 農地法に係る許可申請の提出期限の変更について（協議）1
件を審議いたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局長 日程第 6 議案第 98 号 農地法に係る許可申請の提出期限の変更について（協議
本議案につきましては事務局からの提案となります。

農地法に係る事務処理期間について国の定めた事務処理要領では標準的な事務処理
期間は 4 週間とされておりますが、本村においては申請書の提出期限が毎月 10 日、
総会の開催日が毎月 25 日となっており実質的な事務処理期間が最短で 15 日と国の
定める基準より 2 週間近く短い期間となっております。

事務処理期間の短縮は申請者にとっては良いことではありますが、令和 5 年 4 月よ
り農地法の改正によって農地取得に係る下限面積の撤廃される事から農地取得に係
るハードルが下がり村外からの農地取得に係る申請の増加が見込まれ実際に相談件
数も増えております。また令和 5 年度より始まる地域計画の素案の作成業務により

事務局の業務が大幅に増加する事が予想されておりますが、現在の事務局体制は事務局長（産業振興課長兼任）、事務局職員、会計年度任用職員の3名体制となっており増員の見込みはありません。

申請に係る書類の提出期限から総会までは期日は15日ほどありますが、申請書類のチェック、農地調査の日程調整、現地調査、総会資料の作成までの事務処理を執行部会までに行う必要があります、実際には総会資料の作成までに7日間しかない状況が現状となっており、事務局体制としては現在でも厳しい中、下限撤廃に伴う新規の農地取得者の増加は書類のチェックや他市町村に所有する農地の違反転用や耕作放棄地の確認（全部効率要件チェック）などを短期間で行う事は非常に困難である為、精査が不十分な案件が議案としてあがる可能性もあり、仮に総会で所有権移転の許可が下りてしまった場合、地域計画に係る担い手への集約にも支障をきたす恐れもあります。そこで事務局としましては申請書類を精査する上でもう少し期間を設けたい事から申請書類の提出日を前月の末日に変更することを提案したいと思います。よって農業委員及び農地利用最適化推進委員の意見を伺いたいと思います。

議長 議案第98号について質疑または討論はありませんか？

委員 事務局職員が不足していて手が回らないのはわかるが前もって事前調整もなく総会資料の提出締切日を変更するのはいかがなものか？

事務局 事前調整無く提出締め切り日変更を提案した件につきましては、申し訳ないと感じております。ただ実際に今の事務局体制を踏まえたうえでも制度改正もある中、通常業務をいままで通り進めていくことは難しいと考えております。

委員 今日の説明だけでいきなり締切を変更するのは、同意を得るのが難しいと思うので、具体的な普段の業務のスケジュールなどを示した上で再度提案してほしいと思います。

事務局 わかりました。それでは具体的な普段のスケジュールなどを示した上で、再度締切日の変更の提案をさせていただきたいと思います。

議事録（公開用）

議長 ほかに質疑はありませんか？
なしと認め、これで質疑・討論を終わります。

議案第 98 号について今回は審議保留とし追加の資料を提出した
上で審議を諮りたいと思いますが異議はありませんか。

全員 （異議なし）

議長 異議なしと認め、議案第 98 号につきましては審議保留とします。

議長 日程第 7 報告第 66 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について それでは
事務局から説明をお願いします。

事務局長 報告第 66 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

整理番号：1 届出日：2 月 27 日 受付日：3 月 2 日

届出内容：相続による所有権移転

権利取得者氏名： 住所：

農地の所在：喜如嘉 ① 番② 番

登記地目：①②田 現況地目：①②畑 面積：①259 m²②49 m²

取得した権利の種類：所有権

権利取得日：令和 2 年 11 月 12 日

農業委員会によるあっせん等の希望の有無：無

議長 ただいまの事務局から説明ありました報告第 66 号についてなにかご質問などござい
ませんか？

全員 （なし）

議長 ないようですので、以上で報告第 66 号を終わります。

議長 日程第 8 報告書第 67 号 農用地利用配分計画の認可について（通知） それでは事
務局から説明をお願いします。

事務局長 報告書第 67 号 農用地利用配分計画の認可について（通知）

認可の公告日：令和 5 年 2 月 21 日

整理番号：4-83

議事録（公開用）

権利を設定する土地：田港■■■■①■■■番■■②■■■番■■③■■■番④■■■番⑤■■■番
⑥■■■番⑦■■■番

現況：①～⑦畑 面積：①467 m²②189 m²③141 m²④342 m²⑤181 m²⑥134 m²⑦329 m²

権利の種類：使用貸借権 権利の内容：普通畑

始期：①～⑦令和 5 年 4 月 1 日 終期：①～⑥令和 15 年 3 月 31 日⑦令和 10 年 3 月 31 日 借賃：なし

利用権の設定を受ける者：

住所：字 經營農地面積：4,643 m²

主たる経営作物：モリンガ 従事する世帯員：2名 従事日数：300日

所有する農機具等：草刈り機 1、運搬機 2、管理機 1、動力噴霧器 1、軽トラック 1、
トラクター1

議長　ただいまの事務局から説明ありました報告第 67 号についてなにかご質問などございませんか？

全員 (なし)

議長　　ないようですので、以上で報告第 67 号を終わります。

議長　これで、本日の日程はすべて終了です。これをもちまして第 17 期第 31 回の農業委員会総会を閉会いたします。引き続き事務連絡を事務局よりお願いします。

閉会 17 時 00 分

議事録署名委員 宮城 丈也

議事録署名委員 大城 武